

黒田原駅前多目的施設利用のご案内

～黒田原まちなか広場は、誰もが自由にお使いいただける広場です～



◇ご利用にあたり守っていただきたいこと

広場は**住宅街**にあります。

住んでいる人も、訪れる人も、気持ちの良い楽しい場所にするためお約束をお願いします。

- (1) 所定の場所以外で火気(喫煙を含む。)を使用しないこと。
- (2) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) 広場内を不潔にしないこと。
- (4) その他、職員から指示されたこと。

1 広場の概要

- ◇愛称 黒田原まちなか広場
- ◇場所 那須町大字寺子丙 3 番地 116
- ◇敷地面積 1,078 m² (建築部分含む)

2 使用に関すること

建物部分以外は通年使用可能です。ただし、町又は町教育委員会が主催・共催する事業や町内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校が使用する場合、町長の許可を受けて使用する場合は、それらを優先します。

3 使用の許可申請が必要になる場合

憩いと集いの場として誰もが自由に使用することができます。ただし、次の場合は、別紙「黒田原駅前多目的施設使用許可申請書」(様式第 1 号)を町長に提出し許可を受ける必要があります。

- (1) 露店商、行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会、展覧会、集会その他これらに類する催しのため、多目的施設を占有して使用すること。

◇使用時間

午前9時から午後9時まで ※準備から片付けまでの時間を含みます。

◇使用期間

連続7日間を限度とします。

◇使用制限

次に該当するときは、使用許可できません。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 多目的施設又は構造物を汚損し、損傷し又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 那須町暴力団排除条例第 8 条第 1 項に該当すると認めるとき。
- (4) 長期にわたる継続使用又は反復使用により他の使用を妨げるとき。
- (5) その他町長が適当でないと認めるとき。

◇使用許可

使用申請内容を審査し、許可するときは黒田原駅前多目的施設使用許可書(様式第2号)を交付します。

※電気を使用する場合は、ブレーカーボックスのカギをお渡しします。使用後は、速やかに那須町企画政策課総合政策係まで返却をお願いします。

◇使用許可条件

使用許可には、次の条件を付けさせていただきます。

- (1)多目的施設又は構造物を損傷し、又は汚損してはならない。
- (2)樹木の伐採、又は植物の採取をしてはならない。
- (3)土地の形質を変更してはならない。
- (4)土石、樹木等を堆積してはならない。
- (5)指定された場所以外へ車両を乗り入れ、又は留め置いてはならない。
※車両の乗り入れは禁止です。駐車場はありませんので、黒田原駅周辺の駐車場及び駐輪場をご利用ください。
- (6)花火、キャンプファイヤー等火気を使用してはならない。※バーベキューは不可
- (7)危険物を持ち込み、他の利用者に危害を与える行為をしてはならない。
- (8)その他多目的施設の管理上支障がある行為、又は公益に反すると認められる行為をしてはならない。

◇使用許可を受けた方に守っていただくこと

- (1)使用する日までに多目的施設を使用しなくなったときは、速やかに届け出ること。
- (2)所定の場所以外で火気(喫煙を含む)を使用しないこと。
- (3)許可を受けずに物品の展示、販売等をしないこと。
- (4)許可を受けずに広場内に貼り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5)許可を受けずに附属設備その他器具備品等を使用しないこと。
- (6)許可を受けずに附属設備その他器具備品等を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- (7)使用者の使用目的に応じて入場した者に対して次に定める事項を遵守させること。
 - ①所定の場所以外で火気(喫煙を含む)を使用しないこと。
 - ②騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
 - ③広場内を不潔にしないこと。
 - ④その他、職員から指示されたこと。
- (8)前各号に掲げるもののほか、職員から指示されたこと。

4 申請に関すること

- ◇受付場所 那須町役場企画政策課 総合政策係(役場本庁舎3階)
那須町大字寺子丙3-13 TEL 0287-72-6935
- ◇受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く)
- ◇申請受付 使用する日の6か月前の日から10日前まで
例) 7月12日に使用の場合は、2月12日から7月2日までに申請

5 使用料について

使用許可が必要な場合は、使用料を使用する当日までに使用料を納めていただきます。

区分	使用料	電気使用料
9:00~13:00	1,100円	900円
13:00~17:00	1,100円	900円
17:00~21:00	1,100円	900円

※電気使用料は、電気を使用する場合のみ徴収します。

◇使用料を全額免除する場合

- (1)町又は町教育委員会が主催又は共催する事業に利用する場合
- (2)町内に所在する保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校が利用する場合
- (3)展示会、展覧会、集会等の催しで使用する際、入場料、参加費などの料金を徴収しない場合及び物品を販売しない場合

※準備及び片付け時間の使用料について

準備及び片付け時間の使用料はいただきません。

例) イベント実施日が7月24日、イベント前日と翌日を準備及び片付けのため使用許可を受けた場合(電気使用あり)

- (準備)7月23日 9:00~21:00 使用料免除
- (実施日)7月24日 10:00~21:00 使用料 3,300円
電気使用料 2,700円
- (片付け)7月25日 9:00~13:00 使用料免除

◇電気使用料について

【仕様】電圧：100V

容量：100A(外部コンセント数 10個 1回路あたり最大20A)

※コンセントは、パーゴラに設置しています。

※1回路あたり最大20Aですが、容量(100A)に達してしまうとブレーカーが

落ちてしまいます。事前に使用機器の電気容量をご確認のうえ、使用する機器の配置を調整してご使用ください。

主な電気機器の容量の目安

機器	容量	機器	容量
扇風機	0.3A	ホットプレート	13A
LED照明	0.4A	炊飯器	13A
照明	1A	オーブン	14A
電気ストーブ	9.9A	IHクッキングヒーター	14A
電気ポット	10A	電子レンジ	15A

6 使用の変更・取消しについて

使用許可を受けた後に使用の変更・取消しをする場合は、使用する日の10日前までに黒田原駅前多目的施設使用許可変更(取消)申請書(様式第3号)に町が交付した使用許可書を添付して申請してください。

例) 7月12日に使用の場合は、7月2日までに変更(取消)申請をします。

7 使用料の還付について

既に納付した使用料は、還付しません。ただし、やむを得ない事情であると認めるときは、使用料の全部または一部を還付します。

還付を受ける場合は、黒田原駅前多目的施設使用料還付申請書(様式第4号)を提出してください。還付申請を承認後、黒田原駅前多目的施設使用料還付決定通知書(様式第5号)を交付し、直接払い、口座振込の方法で還付します。

【全額還付】

台風や大雪、強風、交通事故などにより使用することができないとき。

【半額還付】

使用しようとする日の10日前までに使用の取消しを申し出たとき。

例) 7月12日に使用の場合は、7月2日までに還付申請書を提出します。

8 お住まいの方へのほんの少しの気遣い

広場は**住宅街**にあります。住んでいる人も、訪れる人も、気持ちの良い楽しい場所にするために、イベントなどの催しの際には、町の使用許可を受けた後に、広場に隣接する居住者へ「ごあいさつ」をお願いします。チラシやポスターなど、イベント内容の分かるものをご持参いただくと、説明を受ける方も分かりやすくなります。

(あいさつ例)

「●月●日●時から●時まで●●●●●イベントを開催します。ご迷惑をお掛けすることもあるかと思いますが、どうぞ、よろしくお願いいたします。もし、よろしければ、ご覧にいらしてください。」

イベント等の準備でご多用の折とは存じますが、ほんの少しのひと手間が、イベントの成功へと繋がります。ご理解とご協力をお願いします。

9 問合せ先

那須町役場企画政策課 総合政策係（那須町役場本庁舎3F）

那須町大字寺子丙3-13

TEL：0287-72-6906 FAX：0287-72-1133

Email：kikaku@town.nasu.lg.jp

【広場案内図】

J R黒田原駅から徒歩1分

